

台工場の取組は、最近「業債」を不採に引下し、半休業ノ  
 状態を急ぐに急ぎ、故に「従前」より「今」迄の有様ナ  
 リシ力金右取方助成金、此「状態」を看取し種々策動ノ  
 折案を遂に十月五日に北條「業債」提出「業債」ニ付、

要約の位

- 一 解任の者、物定 (一) 未付日院ノ上平リト  
(二) 債権者ノ心付トノ方院
  - 二 貸銀三割以上
  - 三 臨時休業ノ場合、日院全額を以て
  - 四 労働時可短縮
  - 五 退職手当ノ制定
  - 六 半休業者ノ出立
  - 七 全額三割ノ即時休業ノ性トシテ
- 十月九日之取方助成金ノ取務任在田社長「業債」代表三

此等見「業債」折案右取組、日院解任者、

- 一 貸銀三割以上ノ「業債」時、十月三十一日休業  
 時ノ後、
- 一 工場「初令」後、臨時休業「業債」日院ニ付、今迄「業債」
- 一 解任、退職手当等ノ決定
- 一 健康保険「業債」即時休業
- 一 工場内「業債」等、一切「業債」

③ 三本撥漢製送所

- 一 方働者 二十七名(内短人十三名)
  - 一 方働者 十三名(短人) 古海社「業債」方働者「業債」
- 名田「業債」